

自家用車活用事業の事前確定運賃の算定に用いる係数について

令和 6 年 5 月 27 日制定
令和 7 年 1 月 17 日改正
令和 7 年 5 月 16 日改正
九州運輸局

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日付国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）3.（4）④の事前確定運賃の算定に用いる係数を下記のとおり定めたので公表する。

記

県	営業区域	係数	県	営業区域	係数	県	営業区域	係数
福岡	福岡交通圏	1.20	長崎	長崎交通圏	1.15	大分	宇佐市	1.13
	北九州交通圏	1.16		佐世保市	1.15		豊後大野市	1.13
	久留米市	1.15		島原交通圏	1.13		由布市	1.13
	大牟田市	1.13		諫早市	1.13		国東市	1.13
	宗像交通圏	1.13		大村市	1.13		速見郡	1.13
	京築交通圏	1.13		平戸市	1.13		玖珠郡	1.13
	筑豊交通圏	1.13		松浦市	1.13	宮崎	宮崎交通圏	1.15
	田川交通圏	1.13		西海市	1.13		都城交通圏	1.13
	嘉麻市	1.13		東彼杵郡	1.13		小林交通圏	1.13
	柳川市	1.13		北松浦郡	1.13		延岡市	1.13
	朝倉市	1.13	熊本	熊本交通圏	1.16		日南市	1.13
	八女市	1.13		阿蘇交通圏	1.13		日向市	1.13
	筑後市	1.13		八代交通圏	1.13		串間市	1.13
	大川市	1.13		天草交通圏	1.13		西都市	1.13
	小郡市	1.13		人吉市	1.13		児湯郡	1.13
	うきは市	1.13		荒尾市	1.13		東臼杵郡	1.13
	みやま市	1.13		水俣市	1.13		西臼杵郡	1.13
	嘉穂郡	1.13		玉名市	1.13	鹿児島	鹿児島市	1.16
	朝倉郡	1.13		山鹿市	1.13		川薩交通圏	1.13
	三井郡	1.13		菊池市	1.13		曾於交通圏	1.13
	三潞郡	1.13		宇土市	1.13		鹿屋交通圏	1.13
	八女郡	1.13		宇城市	1.13		鹿児島空港交通圏	1.13
佐賀	佐賀市	1.15		下益城郡	1.13		枕崎市	1.13
	唐津市	1.13		玉名郡	1.13		いちき串木野市	1.13
	鳥栖市	1.13		菊池郡	1.13		阿久根市	1.13
	多久市	1.13		上益城郡	1.13		出水市	1.13
	伊万里市	1.13		葦北郡	1.13		伊佐市	1.07
	武雄市	1.13		球磨郡	1.13		指宿市	1.13
	鹿島市	1.13	大分	大分市	1.15		南さつま市	1.13
	小城市	1.13		別府市	1.13		垂水市	1.13
	嬉野市	1.13		中津市	1.13		日置市	1.13
	神崎市	1.13		日田市	1.13		南九州市	1.13
	神埼郡	1.13		佐伯市	1.13		出水郡	1.13
	三養基郡	1.13		臼杵市	1.13		肝属郡	1.13
	東松浦郡	1.13		津久見市	1.13			
	西松浦郡	1.13		竹田市	1.13			
	杵島郡	1.13		豊後高田市	1.13			
	藤津郡	1.13		杵築市	1.13			

※ 運賃適用地域が「長崎離島」「鹿児島（鹿児島 B）」「奄美」においては、事前確定運賃の算定に係数は乗じないものとする。